

【総合PR係】

1 情報発信事業

4,788万円

広報紙は、市民と行政のパイプ役として、わかりやすい広報紙の編集を心がけ市の情報発信に努めています。また、市政説明会や懇話会などを開催し、市民の皆様のご意見をお聞きします。

インターネットのホームページも開設しており、広報紙の掲載はもとより観光や特産品、イベントの紹介などを全世界に発信し、メールによるお問い合わせなどにも対応しております。

また、曾於市コミュニティFM放送局を音声媒体として活用し、新しい情報や緊急の情報をお届けします。

(1) 市報「そお」の発行

市役所からのお知らせや地域の話、行事の結果など、市のさまざまな話題を掲載するように心がけ、毎月16,000部発行しています。地域の話がありましたらお知らせください。また、一般企業等の広告掲載も行っています。



(2) インターネットホームページの更新

市役所からのお知らせや話題、市役所の行事内容、観光案内など新鮮な情報をお送りするため随時更新しています。また、一般企業等の広告掲載も行っています。



(3) コミュニティFM放送局の支援

曾於市からのお知らせや地域の話、防災、災害時の情報伝達手段となるFM放送局に対して負担金を支出し運営を支援します。



2 市営放送及び自治会放送管理事業

4,306万円

市の所有する有線施設を自治会放送に利用するための管理費です。自治会運営の効率化と活性化に役立てます。また、コミュニティFM移行後の不要な有線施設の撤去を行います。

3 地上デジタル放送難視聴地域解消事業

102万円

共聴組合が単独で行うテレビ共聴施設の老朽化による改修事業に対して事業費の助成を行います。

4 統計調査関係		174万円
平成28年度は、下記の統計調査が行われます。 国が実施する指定統計につきましては、国の色々な施策の基礎資料として利用されます。記入に際しては、ぜひ調査の必要性をご理解いただき、調査対象者のご協力をお願いします。		
(1) 学校基本調査(平成28年5月実施)	(2) 市町村民所得推計調査(平成28年6月実施)	
学校に関する基本的事項及び施設等の状況を調査し、学校教育行政上の基礎資料とします。	市町村経済の構造、規模を明らかにし、地域経済の現状分析や行財政施策の立案などの基礎資料とします。 本年度は平成26年分を調査します。	
(3) 経済センサス 活動調査(平成28年6月実施)	(4) 県人口移動調査(毎月実施)	
5年ごとに実施される大規模統計調査で、国内の全ての事業所が対象になります。 事業所の活動内容の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とします。	年齢別人口を毎月推計し、各種行政施策の基礎資料とします。	
(5) その他調査	(6) 曾於市統計書作成	
工業統計調査や労働力統計調査、家計調査、社会生活基本調査等が行われます。	上記の統計調査結果や市役所の各課の実績や統計的な数字を基に、統計書の作成を行います。	

【定住推進係】

1 にぎわい「そお生」事業(曾於市民祭)

900万円

農畜産物や加工品等の即売、企業・商店・福祉施設による販売、飲食のグルメ街道・子ども広場・健康相談などの各コーナーや各種文化団体や出演希望者・園児から高校生までの発表、有名タレント等が出演するステージなど、市民総参加の祭りです。



曾於市民祭

2 移住交流推進事業

648万円

地域の活性化や交流人口の増加を図るため、地域に滞在し農業体験等を行う田舎暮らし体験による移住交流事業を行います。

田舎暮らし体験講座

2泊3日コース

6泊7日コース

婚活イベント開催

移住・田舎暮らし情報サイト「曾於ぐらし」による情報発信



3 地域おこし協力隊事業

2,600万円

都市地域から過疎地域等に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱し、一定期間地域に居住して、曾於市のPRや地域ブランド発信等の地域おこし活動を行います。

27年度採用状況

コミュニティFM 3人, 曾於市観光協会 1人

企画課情報発信業務 1人

28年度採用予定

観光特産開発センター 1人, 文化ホール事業業務 1人



4 定住促進対策事業	8,418万円
(1) 住宅取得祝金等支給制度	1,900万円
市内に居住するため住宅を建設又は購入した方に対して、祝金等(地域商品券及び現金)を支給することで、市内定住促進と市内経済の活性化を図ります。 対象者:市内に居住するため住宅を新築または購入した方。但し、曾於市定住促進住宅用分譲地への新築は対象外となります。 【支給条件及び支給金品等】 ア 市内業者による新築の場合 (商品券10万円分+現金10万円) イ 市外業者による新築の場合 (商品券5万円分+現金5万円) ウ 未入居の建売住宅購入の場合 (商品券5万円分+現金5万円) エ 上記以外の中古住宅購入の場合 (商品券2万5千円分+現金2万5千円) オ ア～エのほか、転入して1年以内の住宅取得の場合(商品券5万円分+現金5万円)を加算。(但し、本市から他の市町村へ転出し、転出後3年以内の再転入は転入とみなさない。)	
(2) 定住促進住宅用地分譲事業	68万円
若者の定住促進を図るため住宅用地の分譲を行い地域の活性化につなげるため、下記の分譲地の販売促進を行います。 ・大隅町地区 坂元分譲地 (1区画) 価格1,328,000円 ・大隅町地区 笠木分譲地 (1区画) 価格1,779,000円	
(3) 危険廃屋解体撤去事業	3,000万円
市民の安心安全と住環境及び良好な景観づくりを推進するため、危険廃屋の取り壊し、撤去、処分にかかる工事費の一部を補助する事業を実施します。 但し、解体撤去を行う業者は、市内業者に限ります。 【補助基準】 ・工事経費が30万円以上 ・対象工事費の30% ・最高30万円補助	
(4) 住宅リフォーム促進事業	1,800万円
地域経済の活性化と快適な住環境の整備による定住促進を図るため、市民自ら居住する住宅のリフォーム工事費の一部を補助する事業を実施します。 但し、リフォームを行う業者は、市内業者に限ります。 【補助事業】 ・工事経費が20万円以上 ・対象工事費の10% ・最高15万円補助	
(5) 住宅用太陽光発電システム設置事業	250万円
発電システムの普及促進を図り、エネルギー自給率の向上や省エネルギーの推進と自然豊かな環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的に、太陽光発電システム設置費補助金を支給します。 【補助基準】 ・10kw未満の発電システム ・電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの ・補助金額 1件 50,000円	



(6)店舗新築・改築補助事業	500万円
地域経済の活性化と雇用の創出，後継者の育成を図るため，店舗新築及び既存店舗の改築工事費の一部を補助する事業を実施します。 但し，店舗新築・改築を行う業者は，市内業者に限ります。 【補助基準】 ・工事経費が20万円以上 ・対象工事費の30% ・最高50万円補助	
	
(7)空き家バンク登録住宅改修補助事業	500万円
地域経済の活性化と空き家の有効活用，市民の生活環境の向上及び定住促進を図るため，空き家バンクに登録された物件の改築工事費の一部を補助する事業を実施します。 但し，空き家の改築を行う業者は，市内業者に限ります。 【補助基準】 ・工事経費が20万円以上 ・対象工事費の30% ・最高50万円補助	
	
(8)市有地活用定住促進補助事業	400万円
市有地の有効活用及び定住人口の増と地域の活性化を図るため，市の所有する土地を購入し住宅を建築する際に購入費用の一部を補助する事業を実施します。 【補助要件】 ・市外からの転入後1年以内に市有地を購入し，購入後1年以内に住宅を建築した場合 ・補助額 土地取得価格の10% ・最高50万円補助 ・曾於市在住者または曾於市へ転入後1年間を経過した後に市有地を購入し，購入後1年以内に住宅を建築した場合 ・補助額 土地取得価格の10% ・最高30万円補助	

【企画政策係】

1 企画事務費

324万円

(1) 総合振興計画（過疎計画・辺地計画を含む）、総合企画審議会

164万円

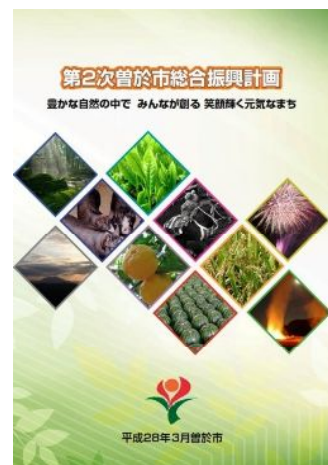
第1次総合振興計画が平成27年度で計画期間が終了となり、社会経済情勢の変化など時代の潮流を見据え、本市が今後10年間で達成すべき将来像と進むべき方向についての基本的な指針となり、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画期間とする第2次総合振興計画を策定しました。

新しい計画では、「豊かな自然の中で みんなが創る 笑顔輝く元気なまち」を市の将来像に掲げ、多様なまちの魅力や資源を活かしあい、市民の皆様をはじめとするあらゆる主体と行政、また各主体同士が連携・協力し、市民の笑顔が輝き、次世代に誇れる元気なまちを目指して取り組んでいきます。

また、総合振興計画において掲載した各施策・事業等の振り返り（行政評価）による進行管理を行うため導入した行政評価システムの本格運用を進め、翌年度又は計画期間内での事業等の見直し等を実施し、限られた予算の中での施策・事業等の最適化を図ります。

○市の将来像

- ・「豊かな自然の中で
みんなが創る
笑顔輝く元気なまち」



○まちづくりの基本方向

- ・市民主役の協働のまちづくり
- ・市民のこころ安らぐまちづくり
- ・地域資源を活かし、活力とにぎわいのまちづくり
- ・市民生活の土台を守るまちづくり
- ・個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり

(2) 広域行政

160万円

南九州地域・大隅半島の一体的な発展を図るためには、関係する市町村が相互に連携・協力することが不可欠です。

大隅総合開発期成会（大隅半島地域4市5町）や南九州総合開発協議会（曾於市・志布志市・都城市・日南市など6市3町）等の一員として、産業・経済・文化等の総合的な整備を図るため、地域の重点的な課題について国や県など関係機関に対する要望や提言を行います。

【主な広域団体】

- ・大隅総合開発期成会（4市5町）
- ・環霧島会議（5市2町）
- ・都城広域定住自立圏協議会（3市1町）
- ・南九州総合開発協議会（6市3町）

【曾於市関連の主な要望事項】

- ・東九州自動車道の建設促進
- ・都城志布志地域高規格道路の建設促進
- ・農畜産物振興対策の充実・強化



2 交通対策事業

7, 832万円

思いやりタクシーや思いやりバス、代替バス等の運行に対して赤字分を補助することにより、曾於市における廃止路線及びこれと同等の地域における高齢者等交通弱者の交通手段を確保し、地域の福祉向上を図るための対策事業です。

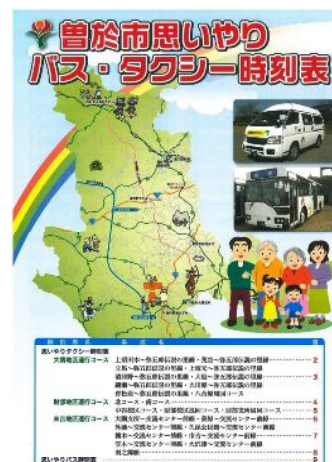
【利用料】

思いやりバス・思いやりタクシー

利用料（乗換を含む） 片道大人200円
子供100円

【補助対象路線】

- ・曾於市思いやりタクシー
（末吉地区4台、大隅地区3台、財部地区3台）
- ・曾於市思いやりバス（財部～末吉～大隅）
- ・廃止路線代替バス（14路線）
- ・地域間幹線系統確保維持路線（2路線）
都城～曾於市～鹿屋、志布志～曾於[岩川]～霧島～鹿児島



3 土地対策費

6万円

主に国土利用計画法に基づく、一定面積以上の大規模な土地取引の県への届出事務及び土地取引動向の概況等を把握するため、県が行う土地取引規制基礎調査業務委託に関する経費です。

- ・届出が必要となる面積要件
都市計画区域内 5,000㎡以上
都市計画区域外 10,000㎡以上
- ・届出の時期
契約締結後2週間以内



4 やまびこ館管理費

355万円

平成19年度に整備したやまびこ館を、曾於市の北の玄関口として財部駅、思いやりタクシーや思いやりバスの待合所、市の農林産物及び特産品を活用した地域食材の提供施設、市の産業や観光・イベント等の情報の発信及び都市住民との交流を図る拠点として活用するための経費です。



5 弥五郎伝説の里管理費

4,564万円

入浴施設が完備された「健康ふれあい館」、実物大の弥五郎どんが展示してある「弥五郎まつり館」、多目的広場、遊具、桜並木のライトアップ等を整備しており、市民の生きがいとふれあいの場として提供し、福祉や健康増進に寄与する施設であり、施設の維持管理、施設整備に要する経費です。



【主な事業内容】

- ・トイレ新築工事
- ・遊歩道手すり改修

【男女参画・協働推進係】

1 共生協働事業	379万円
(1) 市民提案型地域づくり事業	265万円
地域づくり団体が行うイベントや各種研修会への助成や、市民団体が自ら企画実施する地域づくり活動に対して「市民提案型地域づくり事業支援補助金」を交付し、地域づくり活動を支援します。平成28年度から新たに、行政が事業のテーマを提示し、それに沿った事業提案並びに実施団体を募集します(テーマ指定型)。これまでのテーマ自由型に追加し公募を行うことで補助金を拡充し、補助金設置の目的である、市民が主役の地域づくりを推進します。 市民提案型地域づくり活動支援 (テーマ自由型) (新規1年目) 上限20万円×5団体＝100万円 (継続2年目) 上限15万円×5団体＝75万円 (継続3年目) 上限10万円×5団体＝50万円 (テーマ指定型) 上限20万円×2団体＝40万円(テーマ:①多文化共生事業,②婚活事業)	
(2) 地域づくり講演会・報告会	9万円
行政・市民・企業の意識向上のため、地域づくりの先進地における手法や取り組みを学ぶため講演会を開催します。また、市内における各校区や地域づくり団体の活動を紹介する報告会を開催し、市民が主役の地域づくりを推進します。	
(3) マナーアップ・魅力アップセミナー開催	34万円
市民が輝き活躍するために、マナーアップセミナーや魅力アップセミナー等を開催します。また、就職支援や起業支援、婚活支援などさまざまな事業を組み合わせることで、相乗効果を図ります。	

2 男女共同参画推進費	234万円
「豊かな自然の中で思いやりの心あふれる優しいまちづくり」を基本理念に、平成20年3月に「曾於市男女共同参画プラン」を策定しました。プラン実現のため、プラン基本目標の下に実施される各課各事業が、男女共同参画の視点に沿った形で実施されているか毎年確認を行っています。また、男女がお互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮する事ができる男女共同参画社会のまちづくりのため、講演会や各種セミナーを実施し、啓発活動や女性の活動支援に努めます。また、プランの実施期間が残り2年となることから、これ	
までの各事業の総括を行い、第2次プラン策定に着手するため、まずは市民の意識調査を実施します。 DV被害者支援として緊急一時避難のための宿泊施設や食事代、身の回り品の支給などができるようになりました。	
	

【企業誘致推進係】

1 企業振興費

4,859万円

(1) 企業誘致活動

主要都市の鹿児島県事務所や各種団体、曾於市企業誘致支援員などを通じて、企業誘致活動を実施していきます。また、既存立地企業を対象とした「曾於市立地企業懇話会」等の活用により、情報交換や新規事業開拓等を図り、事業拡大や雇用促進を支援していきます。

併せて、市内企業の事業の拡大や雇用の増員を目指して新たに雇用創出関連施設等整備補助金や人材育成事業補助金、地域雇用開発補助金を新設して曾於市の活性化や雇用機会の拡大を支援します。

(2) 雇用促進・工場設置補助金

曾於市内に進出した企業又は既に立地している企業に、土地の取得や設備投資に要した経費並びに地元からの雇用に対して、一定の補助金の交付や固定資産税等の免除を行います。



立地協定 株式会社 お菓子の昭栄堂

【補助事業内容】

○曾於市工業開発促進条例による補助金の交付

[要件] 曾於市と立地協定を締結すること

[対象業種] 製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット附随サービス業、情報通信技術利用事業、研究開発施設、流通業

・工場用地取得に係る補助金

工場等の新設、増設等のために必要な工場用地の取得に要した経費の10%を補助します。

・工場設置の設備投資額に係る補助金

工場の新設・増設に伴う設備投資額の3%を補助します。

(工場用地取得に係る補助金と併せて3,000万円が限度となります)

・雇用促進に係る補助金

新設・増設工場等に5人以上(増設で常時雇用者が20人以下の工場等は3人以上)の新規地元雇用者が、6か月以上継続して雇用されている場合に、1人あたり10万円を3年間補助します。(1,000万円が限度額となります)

○曾於市企業立地の促進等による地域における固定資産税に関する条例による課税免除

[対象業種] 製造業、情報通信業、情報通信技術利用事業、運輸業、卸売業、自然科学研究所(生産設備取得価格の条件が有り)

○曾於市過疎地域産業開発促進条例による課税免除

[対象業種] 製造業、情報通信技術利用事業、旅館業(生産設備取得価格の条件有り)

○曾於市工業開発促進条例による課税免除

[対象業種]

製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット附随サービス業、情報通信利用事業、研究開発施設、流通業(固定資産の取得価格合計額が2,500万円以上)

(3) 雇用創出関連施設等整備補助金

市内に工場等関連施設(上水施設・排水施設・私設道路等)を新設、増設又は移設して雇用機会の拡大を行う事業者に対して補助金を交付するものです。

【補助事業内容】

[要件] 曾於市の指定する事業者であること

[対象業種]

製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット附随サービス業、
情報通信技術利用事業、研究開発施設、流通業、一部農業施設(製造部分があること)

・雇用創出関連施設等の整備に係る補助金

工場等の関連施設の新設、増設等のために必要な経費の3分の1を補助します。なお、3人以上の新規雇用の増加が必要です。

(上限額500万円)

(4) 雇人材育成事業補助金

市内の中小企業者が行う人材育成に要するを補助することで、中小企業の競争力向上を助け、地域産業の活性化と将来の産業基盤の高度化を目指します。

【補助事業内容】

[要件] 本市の区域内に存する中小企業者であって、市内に事業所を有し、かつ1年以上事業を営む事業者であること。

[対象となる経費]

(1) 事業所において研修会を開催する場合

ア 講師料・旅費(必要不可欠な宿泊費含む)

イ 会場借上料

ウ 教材費(教材の作成・購入に係る費用)

(2) 研修会へ派遣する場合

ア 受講料

イ 旅費(必要不可欠な宿泊費とし、全体事業費の2分の1以下とする)

ウ 資格取得費用

(ただし、旅費においては、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の旅費のみを対象とします。)



・雇用人材育成事業に係る補助金

補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の合計額の2分の1以内とします。

(上限額10万円)

(5) 地域雇用開発補助金

曾於市工業開発促進条例に該当しない個人または事業者が、市内に新たに事業所を設置・整備を行い、併せて市内に居住する求職者等を雇い入れる場合に、その費用の一部について予算の範囲内で補助し、新たな雇用の創出を目指します。

【補助事業内容】

[要件] 市内に新たに事業所を設置・整備を行い、併せて市内に居住する求職者等を雇い入れ、厚生労働省の実施する地域雇用開発奨励金の交付を受けた者であること。

・地域雇用開発に係る補助金

補助金の額は地域雇用開発奨励金の交付額の1/2とします。

(6) 企業誘致成功報奨金

市内に新たに事業所を設置しようとする企業に関する有効な情報を提供した者に対し、その事業所が市内に設置された場合に企業誘致成功報奨金を交付します。

【事業内容】

曾於市工業開発促進条例に規定する業種又は事業に該当する事業所を新たに設置しようとしている企業の企業立地に関する情報の提供者に対して誘致が実現した場合に報奨金を支給します。

(下記に該当する情報は含まれません。)

- (1) 既に市が把握し、又は他の者から提供されている企業情報
- (2) 既に市内に事業所を有する誘致対象企業の企業情報
- (3) 既に市が企業情報を把握している誘致対象企業と共同して企業立地を行う他の誘致対象企業の企業情報
- (4) 企業情報の提供を行おうとする者が遵守すべき法令、企業の内部規則その他の規定等に反して提供が行われる企業情報
- (5) 著しく信憑性に欠ける企業情報
- (6) 市長が提供を受けることが適当でないと認める企業情報

※ 未成年者や企業役員等の内部情報の提供、または暴力団などとの関係が疑われる場合は採用されません。

・企業誘致情報に係る報奨金

種別	基本額	加算額
事業所の設置に伴う建設費	100 万円	建設費の 100 分の 1
事業所の設置に伴う正規雇用者人数	50 万円	正規雇用者の 3 人目から 10 人目まで 30 万円 11 人目から 30 人目まで 50 万円 31 人目から 50 人目まで 100 万円 51 人目から 100 人目まで 200 万円 100 人目から 250 万円

2 曾於市土地開発公社

公共用地の取得や管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することが目的です。

【土地保有状況】

- 農工団地用地取得造成事業
(内村工業団地)
- 菅渡地区特定住宅地用地取得事業
- 保健センター用地取得事業

内村工業団地

内村工業団地土地利用計画図



3 山中貞則顕彰館記念事業

1,711万円

国内の政治・行政・経済・文化等の振興発展に大きく貢献された郷土の誇りである山中貞則氏と先人の功績を讃えと共に、将来を担う若者の勉学修行の場・地域住民の憩いと交流の場を創出するための施設として、山中貞則顕彰館は平成26年4月にオープンしております。

山中貞則氏の功績をパネルや動画で展示しており、特別展なども随時行っております。



4 学校跡地活用女性起業家応援プロジェクト事業

1,562万円

曾於市の「しごと創生」の一環として、学校跡地を活用した女性起業家の創業・起業をセミナー開催やチャレンジショップを通して支援します。女性の「やりがいのある仕事」や「働きたい」を支援し、女性の活躍を通して曾於市の活性化と雇用の創出を目指します。



旧財部北中学校(たからべ森の学校)

財政課・地域振興課（職員16人）

【財政係】

1 財務管財事務費

2,711万円

登記事務職員報酬，予算や決算に関する資料の印刷製本費，分筆登記業務委託料，公共施設等総合管理計画策定業務委託料，新地方公会計制度連結財務書類作成業務委託料，総合賠償補償保険料が主な経費です。



2 公債費

30億2,403万円

市有公共施設や道路改良工事，土地基盤整備，消防施設整備等の各事業を実施するため，財政融資資金や簡易保険，民間資金からの長期借入に対する元金と利子の返済金です。

本年度は，元金27億8,760万円，利子2億3,643万円を償還する予定です。



右は，平成27年度に建築した億小学校屋内運動場改築整備事業

【入札契約係】

1 入札契約事務費

482万円

本市の事業執行に伴う入札，契約事務及び入札参加資格審査申請の受付事務等に要する経費であり，契約管理システム使用料，電子入札共同利用参加市町村負担金及び入札参加資格審査申請受付事務補助賃金が主なものです。

【管財係】

1 各支所庁舎管理費

6,557万円

主に、庁舎の光熱水費や警備委託、修繕など施設を維持管理するための経費です。

内訳は、大隅支所が1,600万円、財部支所が1,333万円、本庁が3,624万円です。



本庁



財部支所



大隅支所

2 車両管理費

3,129万円

財政課管轄の公用車の維持管理費で、50台（大隅9台、財部12台、本庁29台）を管理しています。また、車両の更新を1台計画しています。そのほか、全課の公用車の共済費や高速道路、駐車場使用料等の経費が主なものです。



3 普通財産管理費

769万円

廃校になった旧中学校等の普通財産の敷地や建物等を管理するための経費です。

（主な事業）

- ・市有地清掃管理委託
- ・旧種いも管理舎（坂元）解体工事

（旧種いも管理舎外観）



税務課・地域振興課（職員28人）

直通 本 庁 0986-76-8804
大隅支所 099-482-5922
財部支所 0986-72-0932

【市民税係・固定資産税係・納税管理係・滞納整理係・税務係（各支所）】

一税金は国を動かし、私たちの生活を支える糧となっていますー
税の相談については、気軽に税務課へおいでください。



税務課では、『適正かつ公平な賦課並びに滞納整理』に努める事を基本理念としながら市税(市民税, 固定資産税, 軽自動車税, 市たばこ税, 国民健康保険税)の課税や収納, 証明書発行及び地籍情報管理等の業務を行っています。

1 市税に関する事項

(1) 市民税

- ① 個人市民税 9億1,277万円
給与, 営業, 農業, 年金などの所得がある人が納める税金です。
- ② 法人市民税 1億3,271万円
市内に事業所を有する法人が納める税金です。

(2) 固定資産税 14億9,802万円

1月1日現在で, 市内に土地, 家屋, 償却資産を所有している人が納める税金です。
税率は, 課税標準額の1.4%となっています。

土地に係る税額を3億7,376万円, 家屋に係る税額を7億4,078万円, 償却資産に係る税額を3億5,829万円, 過年度課税に係る税額として1,028万円, 国有資産等所在市町村交付金として1,491万円を見込んでいます。

(3) 軽自動車税 1億6,254万円

市内で軽自動車を所有している人が納める税金で, 台数を28,707台と推定しました。

適用開始 車種別	H28.4から	H27.4以降 新規検査車	新規検査から 13年経過車	H27.3以前 新規検査車
原動機付自転車	2,000円			
四輪貨物自動車		5,000円	6,000円	4,000円
四輪乗用自動車		10,900円	12,900円	7,200円

(4) 市たばこ税 1億8,965万円

市内のたばこ販売店で販売されたたばこの本数に基づいて納められる税金です。

『たばこは市内で買いましょう』

2 市税以外に関する事項

(1) 手数料	512万円
所得証明や資産証明及び督促手数料です。	
(2) 県民税徴収取扱事務委託金	4,410万円
県から委託を受け、県民税を市民税と共に収納していることに対する委託金です。	

3 歳出に関する事項

(1) 地籍管理費	759万円
地籍の基準点、筆界点の管理及び地籍システムの管理、運用のための経費です。	
(2) 徴税費	5,849万円
適正な税の課税処理や収納業務及び納税通知書発行等に係る経費で、主なものは、課税業務や収納業務に係る電算システム委託料などです。	

税務証明手数料一覧

証 明 区 分		単位	手数料	証 明 区 分	単位	手数料
納税証明書		1 件	200円	固定資産証明	1 件	200円
所得証明書		1 件	200円	固定資産無資産証明	1 件	200円
課税証明書		1 件	200円	固定資産名寄帳証明書	1 件	200円
土地台帳閲覧		1 冊	200円	固定資産評価証明書	1 件	200円
地籍図 （データ出力 含む）	A2	1 枚	300円	固定資産公課証明書	1 件	200円
	A3～B3	1 枚	200円	住宅用家屋証明	1 件	1,300円
	A4	1 枚	100円	図根点座標値（データ出力含む）	1 点	300円
一筆図（座標値を含む）（データ出力含む）					1 筆	500円
納税証明書（軽自動車継続検査用）						無 料
申告用国民健康保険税納付証明書						無 料

※ その他記載のない証明については税務課まで問い合わせください。

市税納期一覧表

月種	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	納期限
徴収区分	普通徴収	—	—	普通徴収	
4月					5月 2日
5月		1 期	全期		5月31日
6月	1 期			1 期	6月30日
7月		2 期		2 期	8月 1日
8月	2 期			3 期	8月31日
9月		3 期		4 期	9月30日
10月	3 期			5 期	10月31日
11月		4 期		6 期	11月30日
12月	4 期			7 期	12月26日
1月				8 期	1月31日
2月				9 期	2月28日
3月					3月31日

【会計用度係】

会計事務費	816万円
市民の皆様になめていただく税金や水道使用料などの収納業務を行っています。又、行政の仕事を進めるうえで生じてくる支払いや資金の管理をしています。 その他、事務用品や備品の調達及び管理も行っています。	
税金や水道料金のお支払いは口座振替が便利です。 下記の金融機関に口座振替依頼書が備え付けてありますので、預金通帳と通帳印をお持ちのうえ、申し込みをしてください。 ・曾於市役所（本庁・各支所） ・そお鹿児島農協 ・鹿児島銀行 ・南日本銀行 ・鹿児島相互信用金庫 ・鹿児島興業信用組合 ・(株)ゆうちょ銀行（沖縄を除く九州管内） ※平成24年度より市税などは、コンビニでも納入できるようになりましたので、ご利用ください。 （後期高齢者保険料・生活排水処理事業使用料・奨学金については、コンビニでは取り扱っておりませんのでご了承ください。） ＊市内で納入できるコンビニ ・ローソン ・ファミリーマート ・エブリワン ・セブンイレブン	